

9月
定例会

議案審議

会期 9月4日～9月27日(24日間)

市長提出議案

- 決算案件……………8件
- 予算案件……………3件
- 条例案件……………3件

この定例会には、令和4年度各会計決算、令和5年度各会計補正予算、条例の一部改正、専決処分の承認など14議案が市長より提出され、いずれも原案のとおり認定・可決・承認されました。



上：中央第二保育所 下：ゆたか保育所

議案
第9号

令和5年度 旭市一般会計補正予算

中央第二保育所とゆたか保育所を 統合

(仮称)中央第二・ゆたか統合保育所建設基本計画に基づき、令和7年4月1日の開所を目指す。履行期間が令和6年度にまたがることから、債務負担行為を設定。全体事業費は施工監理業務委託が1243万1000円、建設工事が8億4447万1000円で、翌年度以降の債務負担行為を設定する限度額は、施工監理業務委託が1019万3000円、建設工事は6億9246万6000円。

議案
第11号

旭市印鑑条例の一部を 改正する条例の制定

全国で始まるスマホを用いた コンビニ交付に対応するため改正

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの電子証明書の機能がスマホアプリに搭載できるようになった。これに伴い、コンビニ等における印鑑登録証明書の交付申請において、マイナンバーカードを用いた方法のほかにスマホを用いた方法を加えるため改正を行う。スマホを用いたコンビニ等での証明書の交付が可能となるのは、全国で今年10月以降とされている。また、コンビニ交付では、ほかに住民票の写しや戸籍の証明書等も取得できるが、それらの交付申請については、それぞれの法律で改正済。



議案
第13号

旭市火災予防条例の一部 を改正する条例の制定

蓄電池設備の大容量化に対応する ため改正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正されたことに伴い、リチウムイオン蓄電池設備等の新たな蓄電池設備や、昨今の蓄電池設備の大容量化等に十分に対応できるように、旭市火災予防条例の一部を改正する。



問 この条例改正による事業者への影響は。

答 事業者への影響については、すでに設置されているものや工事中のものに対しては現行通りとなり、新たに規制対象となるものに対しては、施行日から2年以内は現行通りとなることから、今回の条例改正による事業者への影響はない。